

「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成29年7月1日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請してください。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

共同企業体名： _____

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：道路改築工事

評価項目	「品質・施工の確認方法、管理方法」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
<p>トンネル構造物の長寿命化を図るため、施工精度及び品質を確保した吹付けコンクリート工、防水工及び覆工コンクリート工の施工が必要となる。</p> <p>そのため、吹付けコンクリート工においては、吹付け前に適切に湧水を処理し、吹き付け厚を確保するとともに、初期強度及び長期強度を確保する必要がある。</p> <p>また、防水工においては、防水シート張付け前の処理、シートの適切な接合及び不具合箇所の的確な検知により、確実な防水層を形成する必要がある。</p> <p>さらに、覆工コンクリート工においては、適切な配合や打設方法、養生により、背面空洞及びクラックの発生を防止する必要がある。</p> <p>これらの施工精度及び品質の確保のため、留意すべき事項や方策を次の全ての項目について具体的に記述すること。</p> <p>①吹付けコンクリートの品質確保、施工管理に関すること</p> <p>②防水工の品質確保、施工管理に関すること</p> <p>③覆工コンクリートの品質確保、施工管理に関すること</p>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名：

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：道路改築工事

評価項目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具体的な施工計画	
<p>本工事現場の周辺には民家が近接しているため、住民の生活環境保全に十分配慮する必要がある。そのため、地域住民への事前周知、騒音・振動、粉じんの監視体制、及び抑制・低減への適切な対応が求められる。</p> <p>また、多量の掘削ズリ等の運搬を行うにあたり、運搬経路には幅員狭小部や観光地「剣山」への経路と重複する家屋連担区間があり、沿道環境への影響に配慮する必要がある。そのため、運搬土砂の飛散防止、現場出入口周辺での安全確保、及び運搬経路での離合対策等の現道交通への適切な対応が求められる。</p> <p>さらに、建設産業の担い手の育成・確保の観点から、この工事の施工においては、県民の建設産業への関心を深めるための取組や、建設現場及びその周辺のイメージアップのほか、働きやすい就労環境の創出に取り組むこととしている。そのためには、効果的な取組の提案や、実施に向けての具体的な方策等が求められる。</p> <p>これらのことを踏まえて、次の全ての事項について具体的に記述すること。</p> <p>①工事現場における騒音・振動、粉じん対策として生活環境に配慮すべき事項</p> <p>②現場出入口周辺及び運搬経路における沿道環境に配慮すべき事項</p> <p>③建設産業の担い手の確保・育成につながる取組</p> <p>※③の申請について、契約後に実施の是非を受発注者で協議し、有効な取組みとして実施することとした提案については、その費用を<u>変更契約の対象とする</u>（入札額には含めないこと）。</p> <p>※③の申請について、受注後、受注者の責によらない理由により実施ができないと判断できる場合は、受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない。</p>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名： _____

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：道路改築工事

評価項目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
<p>①工事現場における騒音・振動、粉じん対策として生活環境に配慮すべき事項</p> <p>②現場出入口周辺及び運搬経路における沿道環境に配慮すべき事項</p> <p>③建設産業の担い手の確保・育成につながる取組</p>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

＜記述上の留意点＞

共同企業体名： _____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：道路改築工事

評 価 項 目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
<p>〇〇ということ（工事特性）に鑑み、〇〇する観点から、次の事項について記述すること。</p> <p>① 〇〇・・・ ② △△・・・ ③ ■■・・・ ④ ××・・・</p> <p>※①～④の記述に対して、他の項目で評価することはないので、 テーマに沿った記述になっているか、再確認すること</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る「簡易な施工計画（補足：工程表）」を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ポイント以上とする。</p> <p>なお、「記述枠」の規格値は縦21.0cm、横17.0cm以内とし、55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。</p> <p>また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。</p> <p>① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合 ② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合 ③ 「記述枠」内に56行以上の記述がある場合 ④ A4版でない場合 ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合</p> <p>注1：手書きの場合も同様とする。 注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。 注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。 注4：空白行は、行数に含めない。 注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">＜記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限＞</p>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。